

広島県告示第三百二十一号

広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱（昭和五十七年広島県告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「新設する者」の下に「であつて、広島県産業集積促進助成要綱（平成二十三年広島県告示第三百九号）の施行の際現に、県又は県土地開発公社が造成した団地を購入していた者等」を加える。

第三条第一項中「該当する者」の下に「であつて、平成二十四年三月三十一日まで（平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に県又は県土地開発公社と県又は県土地開発公社が造成した団地に係る土地売買契約又は事業用定期借地権設定契約を締結した者（過去に当該契約に係る土地に建設した施設について、当該各号又は附則第五項第一号から第四号までの規定による知事の指定を受けたことがない者に限る。）にあつては、平成二十八年三月三十一日まで）に第四条の申請書を知事に提出した者」を加える。

附則第五項中「締結した者」の下に「（過去に当該契約に係る土地に建設した施設について、第三条第一項各号又は第一号から第四号までの規定による知事の指定を受けたことがない者に限る。）」を加える。

附則第十項中「者は」の下に「、平成三十一年九月二十九日までの間であつて」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。